

平成24年度新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務業者選定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成24年度新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務(以下「本業務」という。)について、委託事業の実施細目毎に委託業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 次に掲げる要件を全て満たすNPO等(特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織又は協同組合等の民間非営利組織)とする。

- (1) 茨城県内に主たる事業所を有し、茨城県内を中心に活動している組織・団体等であること。
- (2) 新しい公共の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (3) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体等ではないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体等ではないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある又は暴力団の構成員等が役員にいる組織・団体等ではないこと。
- (6) 定款、規約、またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。

(公募文書の作成等)

第3条 生活文化課県民運動推進室長(以下「室長」という。)は、プロポーザル方式による業務委託先の公募に関する文書(以下「公募文書」という。)を茨城県のホームページにおいて公表するものとする。

(説明書の作成等)

第4条 室長は、委託事業の受託者公募に関する説明書(以下「説明書」という。)を作成するものとする。この場合において、説明書には、別冊として公募文書並びに本業務に係る仕様書を添えるものとする。

- 2 説明書は、公募文書の公表と同時に生活文化課県民運動推進室内に備え置き、閲覧に供するとともに、必要に応じて交付するものとする。
- 3 説明書の交付期間及び交付場所は、公募文書において明らかにするものとする。

(応募書類の提出等)

第5条 応募書類の提出方法、提出先、提出期限等は、公募文書において明らかにするものとする。

(プロポーザルの審査)

第6条 別に定める「平成24年度新しい公共支援事業に伴う基盤整備事業委託業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)」において、書面により審査する。なお、審査は、プロ

ポーザル審査個別表(様式第1号付表)審査基準に基づき,委員一人当たりの平均点の高い者を選定するものとし,委員長がプロポーザル審査結果表(様式第1号)を作成するものとする。

(採用及び不採用理由の通知)

第7条 室長は,選定された者に対して採用通知書(様式第2号)を,選定されなかった者に対して不採用通知書(様式第3号)をそれぞれ送付するものとする。

2 不採用の通知を受けた者は,通知を受けた日から起算して5日以内に,書面により,室長に対して,不採用の理由について説明を求めることができるものとする。

3 室長は,前項の規定により,説明を求めた者に対して,当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して原則として5日以内に,書面により回答するものとする。

(契約方法)

第8条 提出されたプロポーザルに基づき,受託候補者との詳細仕様及び契約内容の協議を経て,随意契約により委託契約を締結する。

なお,協議の結果,合意に至らなかった場合には,評価次点者との協議を行う。

(補則)

第9条 提出された書類は返却しないものとする。また,提出者に無断で他の目的に使用しないこととする。